

新型コロナウイルスに負けない！

最新情報は
市公式ツイッターで
お知らせします！

感染防止
対策

新型コロナウイルス感染防止対策

4月7日に「緊急事態宣言」が発出され、市民の皆さんには、公共施設の閉館や学校・幼稚園などの休校（園）、経済活動の自粛などさまざまな点においてご協力をしていただきました。

5月25日に、国が「緊急事態宣言」を解除し、それを受け三重県は感染症拡大防止に向けた「三重県指針」を改訂し、国が示す感染症防止対策「新しい生活様式」の定着を前提に、県境をまたぐ移動やイベントなどの制限を段階的に緩和していく方針を示しています。

これを受け、市においても新型コロナウイルス感染症対策本部で協議を重ねつつ、感染症拡大防止に注力しながらイベントなどの制限を少しずつ緩和していくこととします。しかしながらまだ新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありませんので、今後も気を緩めることなくさまざまな感染症拡大防止対策を講じていく予定です。

市主催事業等の開催および貸館基準

市では「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催および貸館基準」を適宜見直し、市ホームページなどで周知しています。

7月以降の基準は、右表のとおりです。参加者の特定と感染防止対策の徹底を前提とし、基準に照らして、事業の開催および貸館を判断していきます。

なお、市が感染拡大防止対策を強化する必要がある際は、この基準に関わらず速やかに予約の取り消しなどを行いますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問 防災・危機管理課（☎ 24 - 1397 FAX 24 - 2945） 保健医療課（☎ 24 - 1195 FAX 24 - 3032）

市主催事業等の開催および貸館基準

期間		屋内	屋外
7月9日まで	参加人数	1,000人以下	
	収容率等	50%以内	十分な間隔(※)
7月10日から	参加人数	5,000人以下	
	収容率等	50%以内	十分な間隔

※十分な間隔とは、人と人との距離を十分に確保できる間隔（最低1m、できれば2m）を指します。

郵送による各種証明書の交付手数料を無料にします

窓口での混雑を緩和し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、郵送による各種証明書の交付手数料を無料にします。感染拡大防止のため、活用してください。

対象 住民票の写し、住民票記載事項証明書（世帯全員、世帯の一部）▷戸籍・住民登録課
評価証明書、公租公課証明書、名寄帳（課税台帳）、所得証明書、所得課税証明書▷税務課

条件 市内在住の個人で、送付先は住民票所在地に限ります。

▷弁護士、司法書士などの特定事務受任者、債権者、法人からの請求は除きます。

▷1回の申請は3件までとします。4件以上を希望する場合は事前にご相談ください。

期間 令和3年3月31日(水)まで▷令和3年3月31日(水)の消印有効

方法 次の①から③を各担当課へ郵送（〒511-8601 中央町2-37）してください。

①申請書 ②返信用封筒（住所・氏名を記載し、切手を貼る）

③申請者の本人確認ができるものの写し

運転免許証・マイナンバーカードなど顔写真付きのものは1点

保険証・年金手帳など顔写真の付いていないものは2点

○申請書は市のホームページからダウンロード可能です。

○必要事項が記入してあれば任意の様式でも申請できます。

問 戸籍・住民登録課（☎ 24 - 1158 FAX 24 - 1353） 税務課（☎ 24 - 1145・24 - 1147 FAX 24 - 1253）

特別定額給付金（一人10万円）の申請はお済みですか

特別定額給付金の申請書を5月中旬に対象の世帯主あてに郵送しています。受給するには手続きが必要ですので、期限までに申請をお願いします。

申請書の書類不備に注意してください

本人確認書類の付け忘れ、口座情報の記入もれなどの不備があると給付が遅れることがあります。提出前に十分に確認してください。

こんな時は市役所へご連絡ください

○申請書が手元に届いていない ○申請書を紛失してしまった

○申請したが、1カ月以上振り込みがない（申請から振り込みまでには、おおむね2～3週間かかります）。

問 新型コロナ給付金室（☎ 24 - 1255 FAX 24 - 1350 Mail ckyufum@city.kuwana.lg.jp）

申請期限

令和2年

8月20日(木)
当日消印有効

※6月15日(月)現在の情報です。